別記

情報セキュリティに関する特記事項

（法令遵守）

第１　乙は、以下のものを順守しなければならない。

⑴　個人情報の保護に関する法律

⑵　本委託業務に関る関係法令

⑶　本市の条例、規則

⑷　情報セキュリティ基本方針

⑸　大津市が保有する個人情報の取扱いに関する管理規程

（責任体制の整備及び報告）

第２　乙は、この契約による事務における情報資産の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（セキュリティインシデント等の緊急事態の対応）

第３　乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。

２　乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該セキュリティインシデント等の緊急事態に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

３　甲は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（提供資料の保全等）

第４　乙は、提供資料の保全等について、次の措置を講じなければならない。

⑴　資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録

⑵　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での資料等の保管

⑶　業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築

⑷　資料等を移送する場合の移送時の体制の明確化

⑸　資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検

⑹　次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用

ア　パスワード等による認証の仕組み

イ　周辺機器のアクセス制限等によるデータ持ち出し制限

⑺　甲が管理するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止

⑻　本市庁舎内で業務を行う場合、名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

⑼　本市の許可を得ていない私用の端末、外部電磁的記録媒体での作業の禁止

⑽　機密情報を含む電子データの暗号化処理

⑾　業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

⑿　海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止

⒀　ＯＳやセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実施

⒁　その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置

⒂　上記項目の業務従事者への周知

（コンピュータウイルス対策）

第５　乙は、コンピュータウイルス対策について、次の措置を講じなければならない。

⑴　乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）について、コンピュータウイルス対策を講じること。

⑵　コンピュータウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

⑶　ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。

⑷　パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。

⑸　コンピュータウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。

⑹　毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

（廃棄）

第６　乙は、この契約による事務に関して知り得た情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による情報資産の取扱いを伴う業務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取扱う情報資産の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（調査）

第８　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、情報セキュリティ対策等の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

（指示及び報告）

第９　甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う情報資産の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（契約の解除）

第１０　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（損害賠償）

第１１　乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

（定期的な研修の実施）

第１２　乙は、定期的に情報セキュリティ研修を受講し、その旨を記載した報告書を甲に提出しなければならない。